

令和3年第11回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和3年11月8日（月）午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教育長 清正浩 靖 委員 本間正江 委員 名島啓太 委員 齋藤邦彦 委員 阿良田由紀 委員 長谷川みどり
事務局職員	教育振興部長 教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事、 生涯学習・学校地域連携課長) 学校支援課長 教育指導課長 教育総合相談センター所長 子ども未来部長 子ども未来部参事 (子ども未来課長、子ども環境応援担当課長) 子どもわくわく課長 保育課長 子ども家庭支援センター所長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	41号	令和三年度東京都北区一般会計補正予算（第五号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	42号	東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づく意見聴取について	承認
3	43号	令和二年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
4	44号	第四次北区特別支援教育推進計画の検討について	了承
5	45号	学童クラブの新設等について	了承
6	46号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和3年第11回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和3年11月8日(月) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和3年第11回北区教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、日程第1、第41号議案「令和3年度東京都北区一般会計補正予算(第5号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

子ども未来課長から説明をお願いいたします。

子ども未来  
課長

それでは、議案5ページをお開きください。

お諮りいたします補正予算につきましては、歳入予算が929万3,000円の増額、歳出予算が児童福祉費で4,167万6,000円の増額という内容でございます。

議案説明資料を用いて中身をご説明させていただきます。

まず、下段の歳出の内容の方からでございます。

中段(1)児童手当経費でございます。増減説明のところに記載させていただいておりますが、児童手当制度改正に伴う準備として、システムを改修するための経費です。国の指示により、制度改正は、来年10月から適用になる予定となっておりますが、先んじて今年度中にシステム改修を行う必要がございます。

なお、制度改正の中身につきましては、現在、児童手当は税込みで800万円を超えるご家庭に対して一律5,000円を支給しているところでございますけれども、これが新たな制度になりますと、収入が税込みで約1,000万円を超える方は、その5,000円の一律支給も廃止するという内容でございます。それに沿いまして、システム改修を行わせていただきます。

次の段、留守家庭児童対策費、放課後子ども総合プラン推進事業費については、民間事業者が来年度から変わる予定であるため、その引き継ぎに要する経費を計上させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑又はご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。反対意見はないようですので、本件につきましては意見なしとすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。

次に、日程第2、報告第42号議案「東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

学校支援課長から説明をお願いいたします。

学校支援課長

それでは、第42号議案につきましてご説明を申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

令和3年第4回北区議会定例会に提出される議案について、区長から意見を求められているものでございます。今回ご意見いただきたい条例は、2件ございます。私からは、1番の東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。東京都北区立飛鳥中学校の位置を変更するため、本条例案を提出させていただくものでございます。

6ページの新旧対照表をご覧ください。リノベーションの工事の終了に伴い、下段の現在の位置から、上段の北区西ケ原三丁目5番12号、元にありました位置に改めるものでございます。

次に、7ページの案内図です。図の中央右側、黒く塗られている現在の位置から、図の中央の左側、黒く塗られている位置に移転させていただくものでございます。

8ページは校舎等の配置図、9ページ以降は校舎の平面図を参考資料として添付しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

5ページにお戻りいただき、付則でございます。本条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

私からの説明は以上になります。ご審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

子どもわくわく課長

子どもわくわく課長、木暮です。私からは引き続き、「東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

議案書を1枚おめくりいただきまして、1ページの後ろの説明欄をご覧ください。既存学童クラブの廃止を行うとともに、新設学童クラブの名称及び実施場所を規定するため、本条例案を提出させていただくものでございます。

改正の内容については、次のページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。

下段の傍線が引かれている王子東育成室を廃止いたしまして、上段、王子っ子クラブ第4及び第5を新たに王子五丁目2番8号、旧桜田小学校内に設置するものでございます。

4ページからは、ただ今ご説明申し上げた学童クラブの案内図、配置図及び平面図となっております。

王子小学校につきましては、児童数増加に伴う対応策として、小学校隣接地にある育ち愛ほっと館の跡地を活用して増築棟を建設いたします。

令和4年度秋ごろから増築棟の活用が始まるところでございますが、年度当初から増築棟活用までの半年間、40人程度の定員強化が生じる見込みとなっておりますので、その間の対応といたしまして、本年8月まで王子第一小学校の仮移転先として使用して

いた旧桜田小学校に2クラブを新設することといたしました。また、現在、校外クラブとして、学区域外にある王子東児童館で預かりを行っている育成室を廃止して、差し引き計40名の定員拡大を図るものでございます。

新たな学童クラブ、第4及び第5につきましては、近隣の王子五丁目方面に居住する児童を受け入れるため、登室、帰宅は普段の通学路を利用することになります。令和4年度秋の増築棟活用までの間、児童にとってより安全で、保護者にとって安心いただける対応が図れるものと考えてございます。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、付則でございます。

第1項、本条例は、令和4年4月1日から施行といたします。第2項、利用申請等の利用のために必要な準備行為につきましては、この条例の施行の日前においても行うことができることとしてございます。

以上、条例改正議案について説明申し上げました。

なお、令和4年度に向けた学童クラブ全体の定員変更につきましては、後ほど、日程第5でご報告させていただく予定でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご意見又はご質疑はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。それでは、特に反対意見はないようですので、本件につきまして、意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。次に、日程第3、報告第43号「令和2年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価について」議題に供します。

教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長 それでは、第43号議案について説明をさせていただきます。報告書をお手元にご用意ください。1ページをお願いいたします。上段でございますけれども、教育委員会の組織ということで、令和3年3月31日現在の任期でお示しをしております。

2ページ中段、教育委員会会議の開催状況をお示ししております。7ページまで各会の案件を表形式で、9ページまでその他の活動を個別に記載しております。

9ページの下段、四角枠で2年度にご参加いただいた事業等の総回数を記載しておりますが、コロナ禍で多くの事業等が中止となったことから、合計35回です。なお、令和元年度は101回、平成30年度は97回ご参加をいただいております。

10ページには、この点検・評価の実施根拠として、お示しの法律第26条の規定根拠を抜粋しております。

11ページです。それぞれの事業の評価の仕方というところで、中段にA、B、Cと記載してございますけれども、目標に対する実績の割合を、Aは90%以上、Bは70%以上、Cは70%未満という形でお示しております。

13ページ、教育振興部分の評価の対象となる「北区教育ビジョン2020」の体系図を示しております。また、14ページの左側に白抜きで「事業群（重点事業）」として記載されているこちらの事業を、今回の評価から、全て評価対象とする取り扱いに変えております。

15、16ページでございますけれども、合計27事業の評価の一覧をお示しております。なお、前回の評価事業数は、16事業でございました。

17ページ以降に教育振興部分の、それぞれの事業の評価シートを掲載してございます。説明は、割愛させていただきます。

続きまして、子ども未来部の評価について説明させていただきます。

68ページまでお進みいただいて、こちらは、子ども未来部の評価の前提となる「子ども・子育て支援計画2020」の冊子から抜粋しております。黒い網掛けをしている部分が、評価対象事業です。

69ページに評価対象である11事業とその評価を一覧で記載しております。

71ページ以降は、各事業の評価の詳細を記載しており、86ページから数ページまでが東京成徳大の石黒教授に学識経験者としてまとめていただいた意見です。

以上、冊子の説明とさせていただきます。

最後に、両部とも新しい計画に基づいて評価をしてございますけれども、特に教育振興部分につきましては、評価対象事業や選定方法を見直しし、評価対象事業数を16事業から27事業に大幅に増やしております。

その中で、とりわけ目標と実績は、初めて設定する事業が多いこともあり、学識経験者のご意見にございますとおり、設定の仕方が十分に精査されていない面があるかと捉えているところでございます。

今回の学識経験者のご指摘も踏まえまして、目標設定の仕方、評価の手法について、さらに改善を図り、実効性のあるPDCAサイクルを確立していきたいと考えております。

説明は以上とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑又はご意見はございますでしょうか。

阿良田委員。

阿良田委員

膨大な量の点検と評価のご説明をありがとうございました。大変勉強になる資料でした。4点、私から申し述べさせていただきたいところがございます。

1点目は、26ページの人権教育の推進についてです。人権擁護委員を仰せつかっておりました経験がございまして、人権擁護委員による人権教室というものが、年に1回

か2回、決まった学校でしか行われていないように感じました。

人権擁護委員は東京法務局から資料を渡してもらいますし、人権擁護委員の検査にもなる人権教室が、もう少し多く利用してもいいのではないかと思います。ぜひご一考いただければと思います。

2点目です。31ページの小・中学校特別支援学級の設置のうち、2段目の(3)理解・啓発について、発達障害理解・啓発パンフレットを作成して、小中学校全ての教職員へ配布なさったということですが、先般、私どもも那須の宿泊学習を視察させていただきまして、特別支援学級のきめ細やかなご指導に対し、深く感銘いたしました。

ぜひとも、これを皆さまに、と言いますのは、親御さんも特別支援学級に対するためらいといいますか、おじいさま、おばあさまが反対しているので、特別支援学級にはお世話になれないというお話を聞いたことがあります。

ぜひ、全ての保護者の方に、この啓発パンフレットをお読みいただくことで、特別支援学級に対して感じている壁というものが少しでも低くなれば、と私は考えておりますので、皆さまへの周知・啓発を深めていっていただきたいと思いました。

3点目、55ページ、学校施設の地域開放についてです。評価がBとなっております。評価ののところの上から3行目、費用対効果を検証した結果、拡大を取りやめることになったとありますが、貸出料金を上げることで、費用対効果を均衡する水準まで持っていく、そのうえで外部委託につなげるという方向には考えられないものでしょうか。

現在、地域で体育館や運動場などが簡単に借りられるところにはないという状況がございますので、料金が少し上がったとしても、借りたい方はたくさんいらっしゃるのではないかと、これはとても個人的な意見ですが、ご検討ください。

4点目、最後です。77ページ、子どもの居場所づくり(子ども食堂)についてです。私は、民生委員として、子ども食堂を1か所手伝っております、他のところも何件か関わったことがございます。

今は、子ども食堂の数だけを増やせばいい、というところではなくなってきているような気がしております。といいますのも、親子で参加し、楽しそうにしている方がいる子ども食堂に、本当に支援が必要な孤食のお子さんたちは入っていくことができせん。今、たくさん経費を投じていただいていると思うのですが、本当に必要なところへ行っているのかと思うと、そうではないような気持ちになっております。会社が宣伝のためにお金を出して、子ども食堂という名前で子どもたちにごちそうしているところもたくさんあります。

まず、北区の子ども食堂ネットワークに入るための条件は、どのような基準となっておりますか。今は、条件が月2回やることとか、子どもからは100円以上のお金を取らないこととか、幾つかあると思うのですが、どのような形態でやっているのでしょうか。親御さんと子どもさんの同時の参加を認めているのか、子どもだけの参加にすると送り迎えの問題も出てきてしまうので難しいところもあるかと思いますが、本当に必要な子どもたちに食事が届けられるようなシステムというの、今後考えていただければと思います。

以上です。

清正教育長	<p>ありがとうございます。ただ今の阿良田委員から4点、人権擁護委員の活用について、特別支援へのさらなる理解促進について、学校施設の地域開放のうち、特に料金の関係について、子ども食堂について、ご意見を承りました。</p> <p>現時点で、理事者でコメントがある方はいますか。</p>
教育政策課長	<p>教育政策課長です。</p> <p>3点目、地域開放の関係についてお話させていただきます。本報告書の記述ですと、将来、発展性がないような取りまとめになってございますが、現在、それほどコストをかけずに導入できる民間システムを利用して、学校現場の負担を減らしつつ、事業を拡大する仕組みが構築できないかと検討しているところでございます。先生方の話を伺うと、学校施設の貸出には相当の負担があるということで、順次、その負担を解消しながら、地域開放を広くご利用いただけるような仕組みに進めていきたいと考えているところでございます。</p>
教育指導課長	<p>教育指導課長です。人権教育の推進について、お話させていただきます。</p> <p>学識経験者の意見の中にもございますが、人権教育の推進が人権教育研修や便りの発行だけで評価できるのかというご指摘は、もっともなご意見と思っております。実際に目標として設定すべきことは、このような事業や教育によって、どのくらい子どもたちの人権意識を啓発できるかという点にあると考えています。</p> <p>人権教育は、各学校で全ての教育活動を通して行っておりますが、講師を招いての人権教育は、特別な事業として行っております。今後も、このような人権擁護委員の方をお招きする事業の案内について、学校に周知徹底して広げていきたいと思っております。以上です。</p>
教育総合相談センター所長	<p>教育総合相談センター所長です。2番、31ページの特別支援学級の理解・啓発について説明させていただきます。</p> <p>特別支援教育の充実のため、支援の対象児童だけでなく、全ての児童、生徒、保護者、教職員に対する理解・啓発が必要だと考えてございます。事業概要にお示させていただいた教職員向けパンフレットにつきましては、教職員を対象とした研修の一環として、発達障害の理解・啓発資料として掲示させていただいております。</p> <p>一方で、北区の特別支援教育というものにつきましては、全小・中学校の全世帯に配布してございます。引き続き、啓発授業につきましては充実させていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
子ども未来課長	<p>子ども食堂にご意見をいただいた件ですけれども、問題提起がありました部分は、私どもとしても非常に悩ましいところであるという認識をしております。</p> <p>現在、区が行っている補助制度が1団体当たり二十数万円ということで、この少額で収まっている範囲でそれぞれの工夫でやっていただくということを是として、今の補助制度を運用しております。一方で、団体の方から、その充実を求めることもあり、これ</p>

を充実していくとなると、本当に区が税を投じて助けなければいけない子どもたちに行き渡っていくのかというところを、今、団体の方々と意見交換を始めております。

団体の方々のご意見の中には、困っている子だけを集めて、公から隠したところで行うような環境にしない方がいいのだというご意見もあり、様々でございます。

いずれにしても、税金を投じて行うことの妥当性と、団体の方々のモチベーションと  
いいですか、自分たちはこのようなことをやりたいのだという気持ちを持続させるため  
には、双方でどのような考えを持ったらいいのか、引き続き意見交換をしながら、制度  
について見直しを図ってまいりたいと思います。

清正教育長

貴重なご意見ありがとうございました。  
本間委員。

本間委員

ご説明ありがとうございました。まず、個別の項目に触れる前に、全般としまして  
は、B評価などもございましたけれども、実際のところはコロナ禍において、普段以上  
に、皆さま、心身共にさまざまなご配慮をいただきながら、当たってくださったことだ  
と受け止めております。心から感謝申し上げます。

また、本当によくやってくれたと思うところは多々あるのですが、この後は少し  
気になった点だけ、質問も交えながら意見を述べさせていただきたいと思っておりますので、  
どうぞよろしくお願いいいたします。

まず、19～20ページの小中一貫校の設置についてです。これについては従前から  
申し上げていることで、言わずもがなの点ではございますけれども、教科担任制の導入  
に関することです。

令和の日本型学校教育におきましても、当然、教科担任制の導入ということは力強く  
推進していかなければいけないことですが、この後出てきます、道徳教育の推進  
ですとか、あるいは41ページのSDGsの達成に向けた教育の充実等とも関連するこ  
とですが、本当にカリキュラムマネジメントをしっかりと行いながら進めていく  
ことが、教科担任制ではとても大事であると思っております。

小学校におきましては、教科の横のつながりが取りやすい状態ですが、中学校  
では、なかなかその難しいところが課題の1つであると思っておりますので、教科担任制に  
ついて、来年度からしっかりとしたカリキュラム編成に向けた動きが始まると思いま  
す。どうぞ、その辺りを重ねて考慮をしていただいて、北区全体の指針となる大事なも  
のだと思っておりますので、取り組みに対して期待をしたいと思っております。どうぞよろしくお願  
いいたします。

また、随時、進捗状況についてお知らせをいただけたらありがたいと思っております。

2点目、22ページです。確かな学力向上プロジェクトの中で、本気でチャレンジ教  
室が令和3年度より廃止となりました。さまざまなことでの予算編成上、致し方のない  
ことだと理解はしておりますけれども、学校現場からは、この制度がなくなったことが  
大変残念であるというような声も聞いております。仮にコロナ等が落ち着いたときには、  
また再考していただくというような余地もあるのかどうか、教えていただけたらと  
思っております。

次、少し飛びまして、29ページです。コーディネーショントレーニングのことに  
ついて、赤羽台西小学校が指定されたと認識しております。これにつきましては、幼児  
の段階から取り組んでいくことも大変大事であると思っております。心身の健全な育  
成、発達において、幼児教育との連携という視点から、区として、こども園、幼稚園、  
保育園等との連携について、今後、お考えがあるのかどうかを教えていただきたいと思  
います。

次に、31ページです。これは先ほど、阿良田委員がご質問なさって、所長から丁寧  
なご説明があったところですが、併せて、教職員への配布とともに、従前から課  
題になっている、本来このような学級などに通級・在籍するお子さんとしてふさわしい  
のか、生活指導上の問題なのか、あるいは家庭との連携でさらに改善していくことなの  
かといったような判断であるとか、対応方法の習得ということが教職員にとって大事な  
ことであると思っております。この点について、このようなパンフレット等の配布と併  
せて、さらなる研修の充実を期待するところです。

次に、34ページです。検定料の補助事業の件ですが、山本教授からもご指摘がござ  
いますけれども、まずは受験率の向上が肝心だということは十分理解をいたします。で  
すので、現段階では合格率を検定協会との連携で全体に提示していくことにより、受験  
者が受験に向けた学びの励みとなるような形で活用する方法で考えてはどうかと思いま  
した。

次、35ページです。北区ゆかりの偉人を学ぶ事業等について、評価のところはコロ  
ナ禍がさらに長期化した場合には、広報・周知方法を工夫するとともに、来館・対面も  
伴わない授業の形態も検討していくとございます。

コロナ禍にかかわらず、せっかく経験として行われたオンラインの併用については、  
今後も有効に活用していく方がより広く、その場に行かなくても学びができるというこ  
とでよいのではないかと感じました。

次、39ページです。理科大好きプロジェクトにつきましても、区全体の財政の関係  
から若干縮小傾向にあることについては致し方ないと思う反面、北区にとっては、理科  
の学力の向上は、大きな課題でもあります。

教育課程全体のスクラップ・アンド・ビルドという点で削らなくてはいけないものが  
あることも承知しておりますけれども、ぜひ理科実験支援事業につきましても、子ども  
たちの科学的な好奇心や関心を高める上で、大変有効な学びであると思っておりますの  
で、今後、回復していくことを期待しております。

次、40ページです。ICT教育の充実ということで、各サブファミリーから選出し  
た、北区GIGAスクール構想エバンジェリストを委員としてというところがございま  
すけれども、限られた財政の中で苦肉の策かとは思われます。これについては、要は、  
一般の教員が学びを深めたことを周りに普遍化していくことだと受け止めております。  
やはり、外部人材を活用するなどをしていないと、ますます教員の働き方改革の視点  
からも汲々としたものになっていきはしないかということ懸念いたしました。北区が  
力を入れてやっている中で編み出されたものだという事は承知しておりますけれども、  
この点についても経緯などを教えていただけたらと思います。

41ページは、印刷上、よく意味が分からなかったのが指摘をさせていただきます。

評価対象年度における目標と実績のところの文言が途切れ途切れで読み取れませんでした。あとで分かりましたら教えてください。

次に、43ページです。これについても山本先生もご指摘のところだと思います。前回、派遣がなくなったことへの経緯などについてはお話を伺いましたけれども、確かに山本先生のご指摘にあるように、このことを持って方策とは言い難いとは私も考えました。

ただ、財政支出として大変大きな事業であることは理解しておりますので、今後、例えば教職大学院経験者が北区内にとどまるような手だてを何か取るとか、あるいは教職大学院経験者同士が連携を図り、複数で北区全体への貢献を考える場が持てたらいいのではないかと思います。もし、仮にそのようなことはしているということであれば、その件について教えていただければと思います。

次に、44ページの学校の働き方改革のところ、学校徴収金の公会計化の検討について、令和6年度までの検討ということで承知しておりますが、これも山本教授からのご指摘がありましたが、私も改めて読みまして、もう少し早まることはできないのかという印象を持ちました。

次に、49ページです。これにつきましては、後ほどの72ページあるいは80ページなどの教室の問題との兼ね合いがあるかと思いますけれども、せっかくさまざま工夫をされた特別教室などを普通教室にせざるを得ない状況に大変心を痛めております。学童クラブを校舎内に設置することと併せて検討をしていくことが必要だと思っております。

もちろん最優先は学校の教室数の確保ですけれども、専用室にこだわらないといったようなお話も後のページに出てきましたので、よく学校と詰めていただいて、公のもので、どこのものということではなく、子どもたちのために有効活用できるような手だてを、それぞれが歩み寄って作っていかれたらと願うところです。

次に、57ページです。リカレント教育という言葉がここでも触れられております。これについては、先日行われました、総合教育会議で述べたこととも重なるのですけれども、このような視点で全体ステップアップの事業を図っていくときには、多様性であるとか、障害があるとか、高齢者であるといったようなことも含めた異世代の交流、多様性をお互いに認め合うような関わりを視野に入れつつ、各事業の募集や推進を図っていくことが必要であると思っております。そうした意識を常に全体が持てるような働き掛けを、常に北区として働き掛けていく必要がとても大事なことであると考えました。

72ページのところは、先ほど学童クラブとの関連でお話をしたところです。

73ページです。病児・病後児保育に関してですけれども、先日、齋藤委員の計らいで、中央病院の視察をさせていただきました。今後、さらに受入れを拡大していくということで、大変心強く思いました。

こちらには、延べ人数が示されているのですが、今、分かる範囲での実際の対象人数がどのくらいいらっしゃるのか分かりましたら教えていただきたいと思っております。

最後です。82ページ、さくらんぼ園のことです。これについては、石黒教授からも期待の言葉が寄せられておりますけれども、ここにB評価の課題の最後の文に「保育所等訪問支援事業等の支援体制を整える必要がある」とあります。私も期待をして見守る

1人として、支援体制の具体的な手だて、今後の見通しなど、現在、分かるものがありましたら教えていただきたいと思います。

長くてすみません、以上でございます。

清正教育長

ありがとうございます。全体で14点という理解でよろしいでしょうか。分かりました。14点、ご意見とご質問をいただいています。

現時点でお答えできるコメントについて、できるだけコンパクトにお話いただければと思いますが、指導課に関わる部分が複数ありましたので、まず、指導課長からお願いします。

教育指導課長

教育指導課長です。まず、小中一貫校のことに関わりまして、教科担任の話ですが、現在、次年度に向けての教員の配置の話が都教委で始まっておりますけれども、その中では、教科担任の話は出てきておりません。都教委の方で、モデル校でやっている研究が来春よりも先まで続くものですから、その結果が出てきてから、都教委も人的配置等を考えるのではないかと考えています。

他区の状況を見ても、交換授業や区費でいる講師の活用などで行っている例が見られるようではありますが、最終的にはある程度、人的措置が都で行われない限り、本格化できないのかと見ております。

次に、確かな学力向上プロジェクトの部分です。中学校に対する教育アドバイザー、本気でチャレンジ教室について、令和2年は、コロナ禍の影響もあり、本気でチャレンジ教室が実施できなかったわけですが、その後、令和3年度以降も、GIGAスクール構想による1人1台端末の活用シフトして、廃止となっております。

学校からは、人的配置による子どもたちの指導を求める声も伺っておりますので、今後、検討していきたいと考えております。

次に、コーディネーショントレーニング、東洋大学連携事業、体力の向上の欄の29ページの部分です。コーディネーショントレーニングは、現在、赤羽台西小学校で行っているところで、王子、赤羽、滝野川、3地区ともそれぞれモデル校があり、3校目が当該学校で行われたところです。各学校ともに中学校との連携が多く見られたのですが、就学前教育との連携のところは十分でないかもしれません。今後、各校の取組のいい点を、学校ファミリーの制度などを使って、就学前にも広げていけたらと考えております。

次に、検定料補助事業、34ページの部分です。受験率がもともとの目標にありましたので、このような報告にはなっておりますけれども、今後、合格率等も勘案しながら、事業の評価をしていきたいと考えております。

理科大好きプロジェクトですが、これも令和2年の評価ですので、実際にはコロナの影響で中止したものもあり、回数が少なくなってしまっております。子どもたちを広い範囲で集めるサイエンスラボや科学環境スクールは、令和3年度も実施できておりませんが、理科支援員の配置ですとか、理科実験支援事業ができるようにはなっておりますので、今後、元通りの実施に戻していけたらと考えております。

次に、ICT教育の充実についてです。このエバンジェリストという推進委員会を中心

とした、学校ファミリーの優秀な教員による優れた活用事例をファミリーに下ろしていくことを目的として、本制度を導入しております。

そのような、ある程度、活用できる教員のノウハウをみんなで学んでいくというシステムとともに、一人一人の教員の研修、ICTアドバイザーの訪問による、技術的授業の進め方の研修も、両面合わせながら活用がさらに充実するように進めているところでございます。

次に、SDGsのところでございますが、文言での質問だったかと思えます。このSDGsの教育というのは、各学校でも取り組みは始まっておりまして、今度、桐ヶ丘中学校でSDGsをテーマにした研究発表を行う予定なのですが、現時点では、教育指導課として、正式に研究指定校等を定めていないものであるため、実際には、各校において推進しておりますというような表記になっております。

次に、教員の質を高める方策についての検討の部分でございますけれども、ご指摘のとおり、派遣ができたかできなかったかというよりは、派遣した教員の活用が重要になると思えます。

ただ、東京都の教員の配置のルールもございまして、派遣が終わった段階で、他の区に異動しなければいけないという場合もありますので、区内で活躍をしていただきたいと思う一方、必ずしもそれがかなわない場合もあると理解しております。

私が担当する部分については、以上です。

清正教育長

教育政策課長。

教育政策課長

教育政策課長、それから生涯学習・学校地域連携課長として、お尋ねのあった、あるいはご要望のあった点を幾つかお答えさせていただきたいと思えます。

最後に指導課長から人事の関係でお答えをさせていただきましたけれども、その点については、教育ビジョン2020、91ページの国や都への要望という中で、学校における教職員の人事権は、東京都から区への移譲が不可欠というようなことで、大きな課題として取りまとめをしております。

ゆかりの偉人事業、35ページのところでございます。コロナ禍か否かにかかわらず、オンラインを活用してくべきというご意見かと思えます。

今後、こういった生涯学習その他の分野におきましても、せっかくこのようなオンラインの手法が軌道に乗り、定着してきたとこととでございますので、オンラインの活用も十分に考えながら、多様な方法で進めていきたいと考えているところでございます。

57ページ、地域活躍ステップアップ事業につきましては、区の緊急財政対策の関係で、今年度、来年度の実施を見送るという方針が出ております。今、ご指摘のありました点につきましては、学校教育の中でも、SDGsの部分で、環境、人権、国際理解等々、障害者の関係等を踏まえて、質の高い教育を示しているところでございます。

このような生涯学習の分野につきましても、その点を十分意識しながら進めていくことが必要だと捉えているところでございます。

私からは以上でございます。

保育課長

保育課長でございます。病児・病後児保育のご質問をいただきました。

病児・病後児保育の利用に当たっては、事前の登録を保護者の方をお願いしております。令和2年度は、新型コロナの影響で利用実績が下がっておりますけれども、登録者数は年々増えている状況でございます。先行して実施をしております2カ所、東京北医療センター、キッズタウン東十条保育園は合わせての数になりますが、登録いただいている方は1,575名です。また、この10月から2カ所増設をしております。にじいろ保育園志茂が赤羽中央病院の隣にある病児・病後児保育施設になりますけれども、1カ月間で93名ご登録をいただきました。また、文京区の駒込病院につきましては、現在のところ25名の登録があります。

全体では年々200～300名程度、新しい方の登録をいただいているところがございますので、区民の理解も浸透してきていると考え、評価をさせていただいております。

保育課からは以上でございます。

学校支援課長

学校支援課長です。私からは、公会計化についてお答えさせていただきます。

文科省からも通知が出ていますとおり、会計の透明性あるいは教員の働き方改革というところで公会計化を進めていくべきだという認識を持っております。ただ、既に幾つかの自治体で実施をしておりますが、そのような先行自治体において、システムのことだったり、費用のことだったり、幾つかの課題が生じているという認識がございます。

そのようなことを含めまして、来年度予定している、教育振興部の組織改正の中で、新たに公会計化の検討について、分掌にはっきりとさせていただき、検討を進めていくと考えております。

以上です。

教育総合相談センター所長

教育総合相談センター所長です。特別支援学級に関する教員向けの啓発の充実についてです。

教育委員会としましても、障害の特性などに関する理解などは、全ての教師に求められる専門性であると考えております。このため、教員に対する研修は毎年充実化を図っており、現在では、初任者研修や3年次研修、中堅・教諭等、質向上研修をはじめとする職層研修、特別支援教育コーディネーター研修会、教育相談所などにおける発達障害をテーマとした研修などを実施しているところです。

教員は、授業等で時間の確保が難しい状況がございますので、今後は、オンライン研修による参加機会の向上化などを含め、さらに発達障害への理解の促進に努めてまいります。

以上です。

子ども未来課長

私からは、学校施設の中でどのようにして学童クラブのスペースを確保していくかということについて、現在の学校との協議状況をお知らせさせていただきます。

今年の夏から、35人学級の推進を見据えたうえで、どのように学童クラブを校舎内に確保していくかについて、校長先生方、副校長先生方にも入っていただいて、検討を

始めたところでございます。

放課後に学童クラブとシェアする教室等の対象としましては、ランチルームであるとか、生活科室、和室、場合によっては図書室なども候補に入れながら、一方で、子ども未来部としましては、学校の教育活動に影響を与えないという範囲で、例えば、13時以降使うというようなことで、使い始める時間を申し合わせる、あるいはその諸室については、その学校で使いやすい設えを変えないで使わせていただく。

このような話し合いをしながら、放課後の安全・安心な居場所は学校施設であるという基本的な考え方の下で、どうやって確保していくかを検討しておりますので、年度内にはその検討状況について、教育委員会にもご報告をさせていただければと考えているところです。

子ども家庭  
支援センタ  
ー所長

子ども家庭支援センター所長の酒井です。私からは、さくらんぼ園についてご報告いたします。

さくらんぼ園は、令和3年4月1日に、児童発達支援センターに移行いたしました。この福祉型の児童発達支援センターの必須事業として、保育所等訪問支援事業がございます。

現在の取り組みと今後の見通しでございますけれども、コロナ禍の影響がありまして、保育園、幼稚園等に実際に赴くということが、当初は9月から実施できたというところで進めてまいりましたが、難航してございまして、この11月から本格的に実施する予定でございます。

ニーズといたしましては、保護者の方がどのようなところを見てきていただきたいかということ調査させていただき、その結果を元に、作業療法士、言語聴覚士、心理士などの専門員の派遣を予定してございます。周知がままならない状態でしたので、今年度は、現在さくらんぼに通所している児童の保護者の方を中心に、準備をしている次第でございます。

清正教育長

ありがとうございます。現時点でお答えできる点は以上のことになるかと思えます。

その他、阿良田委員と本間委員から出された意見について、十分、意を踏まえて仕事を進めていただければと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に内容的に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案とお承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は、原案とお承認することに決定させていただきます。

次に、報告事項に移ります。

日程第4、報告第44号「第4次北区特別支援教育推進計画の検討について」についてです。

教育総合相談センター所長から説明をお願いいたします。

教育総合相談センター  
所長

それでは、資料をご覧ください。平成30年3月に策定し、平成30年度から5年間を計画期間としておりました、第3次北区特別支援教育推進計画が、令和4年度に終期を迎えます。このため、以降の新たな計画の整備に向けて、検討会を設置し、策定に関する協議を開始する旨、報告するものでございます。

計画の実施期間につきましては、令和5年度から令和9年度までの5年間となります。

要旨をご覧ください。今年11月に検討委員会を設置いたします。検討委員会のメンバーにつきましては、区立小中の教職員、児童発達支援施設代表者等に有識者を加えまして、現場レベルでの設置をいたします。

設置後は、駆け足となりますが、来年2月に計画骨子案をまとめ、3月には教育委員会にその骨子案について報告をさせていただきます。

その後、策定に向けた次の段階といたしまして、策定委員会を設置したいと考えております。この策定委員会については、障害者団体代表や小中学校のPTA、特別支援学校の教職員等、各分野の方々をお招きし、広い視点での協議をお願いする予定となっております。

こちらにつきましても駆け足となりますが、8月には中間まとめ、10～11月につきましてはパブリックコメントを実施し、教育委員会及び議会に報告を行ったのち、令和5年2月にパブリックコメントの結果を公開いたしまして、同年3月には計画の策定を行う予定としております。

その他、国の動きでございます。国については、平成28年4月施行の、いわゆる障害者差別解消法によりまして、合理的配慮や基礎的整備を充実させていくことを求められております。一方、東京都につきましては、平成29年2月策定の東京都特別支援教育推進計画が令和3年度に終了することに伴い、その後の第2次実施計画の策定及び第2期に掲げる政策目標の更新が予定されているところでございます。なお、本更新については、本来は昨年度中に示される予定でございましたが、コロナのために1年後ろ倒しとなり、パブリックコメントも昨年度中に実施される予定が、今年度中ということになってございます。

北区の第4期につきましても、都の動向を注視いたしまして、その内容を踏まえたものにする予定です。

私からの説明は以上でございます。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑又はご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご意見、ご質問ないようですので、本件に関する報告は終了させていただきます。

次、日程第5、報告第45号「学童クラブの新設等について」です。

子どもわくわく課長から説明をお願いいたします。

子どもわくわく課長

それでは、資料をお手元をお願いいたします。「学童クラブの新設等について」ご説明させていただきます。

まず、要旨でございます。学童クラブの待機児童を解消し、就労等による子育て家庭を支援するため、来年度に向けて150名の定員拡大を図るものでございます。

2は、待機児童の状況でございます。本年4月時点におきまして43名、学校数では4校において定員超過が発生し、現在、待機児童特例利用として、放課後子ども教室において受け入れを行っているところでございます。

3は、令和4年度に向けた対応でございます。(1)にお示しのとおり、1学童クラブの増と既存学童クラブの定員拡大を行いまして、合計で150名の拡大を行うところでございます。その内訳といたしましては、下段(2)にお示ししてございますけれども、併せて裏面をご覧いただきたいと存じます。

裏面の表中でございます。まず、先ほど議案として説明させていただきました、上段の王子小学校の他、表でございますけれども、なでしこ小学校から谷端小学校までの4校につきましましては、いずれも本年4月時点において定員超過が生じていた学校でございます。

クラブ等の新設等はございませんけれども、いずれの学校においても学校と調整し、校舎内で預かりのスペースを拡大させていただき、定員増を図るものでございまして、規則改正により定数を変更いたします。

具体的に申し上げますと、なでしこ小学校は既存クラブ室の近くの大会議室、滝野川第四小学校は算数教室を、谷端小学校は家庭科室を、放課後の時間帯は学童クラブの活動場所として利用いたします。先ほど事務の点検評価のところでも本間委員からご意見をいただきましたが、専用教室ありきという考えではなく、放課後の時間帯、タイムシェアをさせていただいて、放課後の活動エリアと位置付けるものでございます。

また、滝野川小学校につきましましては、4階に普通教室の1.5倍の広さを持つ、現在は倉庫として使用されているパソコンルームに学童クラブを移転させまして、定員拡大を図っております。

また、既に条例改正済みであり、統合新校となる十条小学校、また、移転済みである王子第一小学校を含めまして、令和4年度は80学童クラブ、総定員といたしましては3,475名となるところでございます。

ご報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑又はご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。次に、日程第6、報告第46号「後援・共催事業に関する報告」についてです。

教育政策課長から、説明をお願いいたします。

教育政策課長 それでは、報告第46号でございます。1枚お開きをお願いいたします。今回、名義使用を承認した旨の報告は1件でございます。

「M i n e c r a f tで1日eスポーツ体験教室」でございます。主催者はお示しのNPO法人で理事長でございます。

以上、1件でございます。

事業実績報告については、2ページまでに渡って3事業をお示しさせていただいております。

以上、報告とさせていただきます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑又はご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和3年第11回教育委員会定例会を閉会させていただきます。